

2022年度  
政策・制度要求と提言  
埼玉県回答

日本労働組合総連合会埼玉県連合会

## も く じ

I	総合経済・産業政策	1
II	雇用・労働政策	5
III	交通政策	7
IV	福祉・社会保障政策	9
V	環境・資源・食品政策	18
VI	教育・子育て政策	20
VII	人権・ジェンダー平等政策	27
VIII	消費者政策	33
IX	防災政策	34

2022年度 政策・制度要請 埼玉県回答 <9分野4 1項目（要請）／9分野4 4項目（回答）>

回答評価 ○：前進 △：一部前進 ×：前進せず 今後の方向性 A：完了 B：継続・再検討 C：断念

- －A：完結
- －B：前進はしているものの今後引き続き新たな要素等をふまえ再要請を検討。
- △－B：一部の前進は見られるものの引き続き施策の進捗状況を見極めつつ再要請。
- △－C：一定の前進があると判断するが現状では実現性が乏しい。
- ×－B：新たな視点と切り口から再検討が必要。
- ×－C：現状では無理と判断。

○－A：2項目 ○－B：7項目 △－B：29項目 △－C：1項目 ×－B：5項目 ×－C：なし

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>I. 総合経済・産業政策</p> <p>1. 公契約条例の制定について</p> <p>(1) すべての産業を対象にした公契約の適正化について</p> <p>公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守り、住民がより良い公共サービスを受けられるよう、「公契約条例」もしくは「公契約に係る労働環境の確認に関する要綱」を制定し、公契約の適正化を推進すること。また、公契約条例の制定と契約基準の設定にあたっては、労働組合などが参加する審議会を設置し進めること。</p> <p>&lt;要請の根拠&gt;</p> <p>埼玉県内では、すでに公契約条例を制定した草加市・越谷市が</p>	<p>【総務部 入札課、産業労働部 雇用労働課、多様な働き方推進課、会計管理者 出納総務課】</p> <p>適正な雇用・労働条件の確保については、対象を公契約に限らず、労働基準法や最低賃金法など労働関係法令の遵守やその見直しにより対応することが適切と考えます。</p> <p>そのため、賃金や労働条件に対する指導監督権を有する埼玉労働局と連携し、広報やセミナーを積極的に行うなど、法令遵守の徹底を図ってまいります。</p>	<p>△－B</p> <p>公契約条例の趣旨について、一定の理解を踏まえての回答が示されている。</p> <p>しかしながら、今年度も公共事業を受託した業者に雇用される労働者への対策が示されていない。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>あり、その必要性や重要性について理解が進んでいる。また、上尾市や富士見市では、公契約に係る適正な履行の確保および労働環境の整備に配慮した調達の実施を促すために「公契約に係る労働環境の確認に関する要綱」を定めており、公契約の際に必要な手続きを定め、公契約の適正化を促している。（労働環境の確認に関する要綱では、他県では前橋市、岡崎市など）</p> <p>なお、公契約とは、国や地方自治体が民間企業やNPOなどと結ぶ契約のことをいう。契約金額の大きい公共工事が代表的であるが、物品の購入、病院の医療事務、施設のビルメンテナンス、公共施設の管理、警備、給食、運送、清掃業務（ごみの収集など）、施設管理、スポーツ施設の運営など広範にわたっている（指定管理者制度も含む）。</p> <p>現状、地方自治体の厳しい財政状況を背景に、公契約の低価格化が進むことが懸念されている。このことは、公契約事業に携わる民間企業の経営悪化や労働者の労働条件の低下、あるいは公共サービスの質の低下などにもつながり、現実的に各種事故も発生している。</p> <p>ダンピング的な受注や悪質なブローカーによる低価格受注を排除し、安心した生活を営める賃金水準と公共サービスを保障するためには、建設・工事に偏ったものではなく幅広い業種を対象に公契約を適正化する「公契約条例」もしくは「公契約に係る労働環境の確認に関する要綱」が必要である。</p> <p><b>(2) 公契約における下請法、下請ガイドライン、自主行動計画などに準拠・遵守した適正取引について【新規】</b></p> <p>地方自治体が民間企業に発注をおこなう際、下請法や業界団体のガイドライン（※）に準拠・遵守し、「パートナーシップ構築宣言」を踏まえた取引をおこなうこと。</p>	<p>また、本県が実施する公共工事や庁舎の維持管理業務においても、成果の品質の低下や下請業者等へのしわ寄せが生じないように、最低制限価格などを設定し、極端な低価格による契約の防止に努めます。</p> <p>これらの取組とあわせ、他自治体の情報も収集しながら、公契約条例及び要綱について引き続き研究してまいります。</p> <p><b>【産業労働部 雇用労働課】</b></p> <p>契約が適正かどうかにつきましては、現在、地方自治法に基づく監査を受けて判断いただいております。</p> <p>また、ご要望の趣旨に沿った適正な契約の実現の</p>	<p>すでに制定している自治体の状況も踏まえ、継続した要請をおこなう。</p> <p>○－B</p> <p>公契約における下請法、下請ガイドライン、自主行動計画などに準拠・遵守した適正</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>また、各自治体が実施した入札や、締結した公契約が適正かどうかを審査する委員会にICT関係の実務の専門家を加えること。</p> <p><b>【参考情報】</b></p> <p>(※) ①情報通信機器産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン ②情報サービス・ソフトウェア産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン ③電子情報技術産業協会、ビジネス機械・情報システム産業協会、情報通信ネットワーク産業協会、日本電機工業会、情報サービス産業協会の作成した「適正取引自主行動計画」、「長時間労働につながる商慣行の是正に向けた共同宣言」など</p> <p>&lt;要請の根拠&gt;</p> <p>公契約、とりわけ情報サービスやソフトウェアを発注する取引においては、予算執行時期の関係などから、短納期発注がおこなわれやすい状況にある。公契約は、下請法の対象外であり、下請法や下請ガイドライン、自主行動計画、「長時間労働につながる商慣行の是正に向けた共同宣言」などに準拠・遵守した適正取引がおこなわれるよう、体制整備と意識改革を進めていく必要がある。</p> <p>2. ローカル5Gの導入の検討、地元企業への導入促進について</p> <p><b>【新規】</b></p> <p>自治体や企業が主体となって、特定のエリアで自営の5Gネットワークを構築し、地域課題解決など多様なニーズに対応することが期待されている「ローカル5G」について、総務省の「地域課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証」などを参考に、その導入と行政サービスへの活用を検討していくとともに、</p>	<p>ため、9月に連合埼玉にも御参加いただき、価格転嫁の円滑化に関する全国初の「産官金労」の協定である、「価格転嫁の円滑化に関する協定書」を締結しました。この協定に基づき、「パートナーシップ構築宣言企業」に対して、入札における優遇措置など、宣言を後押しする取組を検討してまいります。</p> <p><b>【企画財政部 行政・デジタル改革課】</b></p> <p>昨年度、県ではDXビジョン・ロードマップを策定し、DXの実現に向けて具体的に目指す将来像をビジョンとして明確化し、実現に向けた工程を定めたところです。</p> <p>ビジョンの実現に向けては、5GのほかAIやクラウド技術など様々なデジタル技術の動向を踏ま</p>	<p>取引については、一定の理解を踏まえた対応が示されている。</p> <p>しかしながら、取引の実態については、価格転嫁の円滑化を含めた適正取引が実現できておらず、引き続き取り組みの進捗状況を見極めつつ再要請をおこなう。</p> <p>×－B</p> <p>埼玉県DXビジョン・ロードマップ（令和5年3月版）の内容やKPIの達成状況は理解できる。</p> <p>しかしながら、要請</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p><b>地元企業に対しても導入促進をはかること。</b>  &lt;要請の根拠&gt;</p> <p>ローカル5Gは、携帯電話事業者による全国向け5Gサービスとは別に、地域の企業や自治体などの様々な主体が自らの建物や敷地内で、スポット的に柔軟にネットワークを構築し、利用可能とする新しい仕組みです。通信事業者によるエリア展開がすぐに進まない地域でも、独自に5Gシステムを構築・利用することが可能になる。また、通信事業者のサービスと比較して、他の場所の通信障害や災害、ネットワークの輻輳などの影響を受けにくいとされている。</p> <p>自治体では、河川等の監視など災害対応、遠隔診療、公共施設の運営、そしてテレワーク環境の整備など、地域の課題解決をはじめ、多様なニーズに用いられることが期待されている。また、企業においてもスマートファクトリーの構築や建機の遠隔制御などへの活用が想定されており、地元企業における導入検討に向けて、自治体としても啓発活動・勉強会などを実施していくことが重要である。</p> <p>なお、「地域課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証」の1つとして、令和3年に埼玉県深谷市での「新型コロナからの経済復興に向けたローカル5Gを活用したイチゴ栽培の智能化・自動」が事業化されており、これらを参考にしつつ、地域の企業や自治体など様々な主体によって活用され、地域の活性化につながることを期待される。</p> <p><b>【参考情報】</b>  ○令和3年度 「課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証」 実証事業 成果概要  <a href="https://www.soumu.go.jp/main_content/000813620.pdf">https://www.soumu.go.jp/main_content/000813620.pdf</a></p>	<p>えたうえで、各分野の課題解決に向けて、県や民間事業者、県民の方との連携も含めて多様な取組の手法を検討していく必要があります。</p> <p>こうした最新の技術動向について、引き続き情報収集してまいります。</p> <p><b>【産業労働部 産業支援課】</b>  県産業技術総合センターでは「埼玉県と株式会社NTT ドコモとの連携と協働に関する協定」（令和3年3月30日締結）に基づき、5G検証環境を整備しました。</p> <p>今回整備したものはローカル5Gではありませんが、この5G検証環境を希望する県内中小企業に利用していただくことにより、5Gを活用した製品やサービスの検証を支援します。</p>	<p>内容である「ローカル5Gの導入」については、DXビジョン・ロードマップ内にも記載もなく、埼玉県としても理解を深め、地元企業と啓発活動・勉強会などを実施していく必要がある。</p> <p>また、一般的な5G（パブリック5G）とローカル5Gには、それぞれの特徴があり、その点を踏まえた再要請をおこなう。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p><b>Ⅱ. 雇用・労働政策</b></p> <p><b>1. 中小企業退職金共済制度への補助制度導入について</b></p> <p>中小企業で働く労働者の将来の安心につながる中小企業退職金共済制度に対して、中小企業の加入を促進するための補助制度を導入するなど、加入促進に向けた支援をおこなうこと。</p> <p>&lt;要請の根拠&gt;</p> <p>適格年金が廃止され、厚生年金基金の解散が進んでいる中で、企業年金に加入する中小企業の割合は低下している。</p> <p>中小企業においてこそ、退職金の外部保全としての企業年金制度の意義は大きいものの確定給付企業年金、企業型確定拠出年金を中小企業が設立・運営することは、コストや手続き、投資教育などの負担が大きく難しい。</p> <p>したがって、中小企業にとっては、中小企業退職金共済が最も有力な選択肢となる。このことを踏まえ、中小企業退職金共済制度に対し、より多くの自治体において補助制度を導入することが必要である。また、埼玉県においては、16市3町で補助制度があり、支援をおこなっているが、関東地域では東京都や群馬県が補助制度を定めている。</p> <p>より多くの中小企業で働く労働者の将来の安心に向けて、県や未だに補助制度のない市町村でも支援をする必要がある。</p> <p><b>【参考情報】</b></p> <p>○埼玉県内で助成制度のある市町 川越市、熊谷市、秩父市、所沢市、加須市、春日部市、狭山市、本庄市、深谷市、蕨市、戸田市、志木市、八潮市、富士見市、三郷市、ふじみ野市、越生町、ときがわ町、横瀬町</p> <p>○助成制度のある関東の行政 <a href="https://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/link/link02_02.html">https://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/link/link02_02.html</a></p>	<p><b>【産業労働部 多様な働き方推進課】</b></p> <p>県では、中小企業退職金共済制度の加入促進を図るため、制度をホームページで周知するとともに、事業者や勤労者向けのセミナー等の機会を通じてPR用チラシを配布しています。</p> <p>引き続き、運営主体である独立行政法人勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部と連携して、加入促進に向け、制度の周知に努めてまいります。</p>	<p>△－C</p> <p>継続して要請をおこなってきているが、県では、制度の周知やセミナーの開催にとどまっており、東京都や群馬県のような補助制度導入の検討には至っていない。</p> <p>制度周知については、継続する必要があるが、補助制度の要請については、検討が必要と考える。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>2. 現役世代のがん患者・がん経験者に対する支援について 現役世代のがん患者・がん経験者が治療と仕事や生活が両立できるよう、以下の施策をおこなうこと。</p> <p>(1) 治療と仕事の両立支援に向け、介護保険サービスや小児がん患者の医療費助成制度を利用できない18歳から39歳以下のがん患者に、ヘルパー派遣など生活に必要な支援をおこなうこと。</p> <p>(2) 治療と就業の両立に配慮し、新たになん患者を雇用する事業所に対し、がん患者就労支援奨励金制度を創設するなど、がん患者の就業支援に取り組むこと。</p> <p>&lt;要請の根拠&gt; 国立がん研究センターの推計で、日本人が生涯でがんと診断される確率は2人に1人とされている。さらに、定年延長などにより現在ではがん患者の3人に1人は就労年齢でがんにかかる状況にある。また、がん治療の発達により通院での治療をする患者が増えており、今後は経済的な問題や生きる意欲を持ち続けるため仕事と治療の両立を支援することが必要となる。 治療中のがん患者で18歳未満の患者については、小児がん患者</p>	<p><b>【保健医療部 疾病対策課】</b> 県としては、県内全域で在宅終末期医療の体制整備を図るため、在宅緩和ケア研修などを推進してまいります。同時に、全国的な問題でもあるため、制度の創設について国に要望してまいります。</p> <p><b>【産業労働部 雇用労働課、多様な働き方推進課】</b> がん等の治療と仕事の両立を図るためには、疾病や治療に関する職場の理解や支援制度など環境整備が重要です。 県では、企業の要請に応じて、専門の相談員を派遣し、両立支援制度の導入方法や従業員への相談対応などについてアドバイスを行っています。 新たな制度の創設につきましては、今後、他の自治体の導入状況や県内企業の意向、課題などを調査し、がん患者の雇用継続や採用促進の施策の一つとして研究してまいります。</p>	<p>△－B 在宅緩和ケア研修などを実施しており、支援に対する前進がみられる。また、要請に対する課題も認識されている。 しかしながら、より具体的な支援については、国への要望にとどまっており、継続した取り組みが必要と考える。</p> <p>△－B 治療と仕事の両立に向け、企業への理解促進やアドバイスをおこなっている。 制度導入についても調査・研究をおこなうとの回答を得た。 引き続き状況確認をおこなう必要があると考える。</p>



要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>に対する助成制度があり、40歳以上については介護保険が利用可能となっている。18歳から39歳については、子育て世代にもかかわらず、介護保険や障害者自立支援法の対象にならず、症状が重くなっても生活に対する公的支援制度はなく、家族に大きな負担がかかっていることから、18歳から39歳のがん患者に対する支援が必要である。</p> <p>また、治療のために離職してしまった労働者が再度就業しやすい環境整備も必要であり、東京都ではがん患者を新規に雇用した事業者に奨励金を支給するなど、事業主への支援により再就職に向けた対策がおこなわれている。</p> <p><b>Ⅲ. 交通政策</b></p> <p><b>1. 「2.5 環状道路」の整備促進について【新規】</b></p> <p>「2.5 環状道路」と呼ばれる埼玉首都高さいたま新都心線を延伸し、東北自動車道と接続する事業について、渋滞の緩和や物流網の整備のためにも重要な事業であることから、早期実現に向けた事業の推進をはかること。</p> <p>＜要請の根拠＞</p> <p>昨年度、国土交通省から「概略ルート・構造の検討（計画段階評価を進めるための調査）」の対象路線として「核都市広域幹線道路（埼玉新都心線～東北道付近）」が示され、本年4月には国土交通省大宮国道事務所の2022年度の事業として、概略ルートおよび構造の検討を進めることが正式に発表された。</p> <p>東北自動車道への接続については、17号や16号を使用する迂回ルートを走行することとなる。いずれの国道についても、渋滞が頻繁に発生し、通勤や物流に大きな影響が出ている。</p> <p>埼玉県内の渋滞ボトルネックの解消、都市間交流・連携の促進、首都直下型地震発生の際のインフラ面での冗長性の確保など、埼</p>	<p><b>【県土整備部 県土整備政策課】</b></p> <p>高速埼玉新都心線の東北自動車道付近までの延伸を含む「核都市広域幹線道路」は、圏央道と外環道の上に位置し、神奈川県、東京都、埼玉県、千葉県を結ぶ広域的な幹線道路であり、本県にとっては、物流施設の立地や人口集積が進むエリアでの東西方向の道路網の強化、広域的な防災力の向上、外環道や周辺主要道路の慢性的な混雑緩和などに資する大変重要な路線であります。</p> <p>令和3年12月に、国土交通省、埼玉県、さいたま市などで構成する埼玉県東西軸道路検討会において、高速埼玉新都心線から東北自動車道間が優先検討区間として位置づけられ、令和4年度からは、国土交通省が「概略ルート・構造の検討（計画段階評価を進めるための調査）」の対象路線とし、検討を進めております。</p>	<p>○－B</p> <p>2.5 環状道路の重要性について、県の認識を確認することができた。また、優先検討区間として位置づけられ具体的な検討が進められていることも確認できた。</p> <p>今後の進捗を引き続き注視・確認する必要がある。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>玉島の今後の発展に資する事業であり、早期実現が必要である。  <b>【参考情報】</b>  <a href="https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000809016.pdf">https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000809016.pdf</a>  <a href="https://www.kensetsunews.com/web-kan/625557?fbclid=IwAR36pd3c-FRg-N2sKhKvRGW6zyVpJke6o48Ulc02QSjUubi6cXZTjF9TB64">https://www.kensetsunews.com/web-kan/625557?fbclid=IwAR36pd3c-FRg-N2sKhKvRGW6zyVpJke6o48Ulc02QSjUubi6cXZTjF9TB64</a>  <a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/a1001/kousokudoro/kakuto_si.html">https://www.pref.saitama.lg.jp/a1001/kousokudoro/kakuto_si.html</a>  <a href="https://news.yahoo.co.jp/articles/0c172b55e44071adc12b8c1d9ab72cfbb11d4229">https://news.yahoo.co.jp/articles/0c172b55e44071adc12b8c1d9ab72cfbb11d4229</a></p> <p>2. 燃料電池自動車の普及に向けた水素ステーションの増設、公共交通バスなどの導入促進のための各種施策の拡充について  <b>【新規】</b>  埼玉県においても、「埼玉県燃料電池自動車・水素ステーション普及構想」における基本政策が策定され、燃料電池自動車の普及拡大に向けた取り組みがおこなわれているが、その普及は限定的である。更なる普及拡大に向けて、燃料電池車および燃料電池バスの購入支援や水素ステーションの設置への支援をはかること。  &lt;要請の根拠&gt;  2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロに向けた実行計画「グリーン成長戦略」の中で、政府は国内の新車を2030年代半ばに全て電動車（EV・PHV・FCV・HV）へ切り替える方針を掲げている。「埼玉県燃料電池自動車・水素ステーション普及構想」では、2025年に燃料電池車を6万台、水素ステーションを30基設置する目標を掲げているが、2022年5月時点の水素ステーション</p>	<p>県といたしましては、国やさいたま市と連携し、核都市広域幹線道路が早期に実現されますようしっかりと取り組んでまいります</p> <p><b>【環境部 エネルギー環境課】</b>  県では、令和元年度まで、燃料電池自動車・燃料電池バスに対する購入補助や水素ステーション導入補助などの燃料電池自動車普及促進施策を行ってまいりましたが、県議会から令和元年度の水素関連予算について、「県が先行して事業を推進していく理由が見いだせないため、事業実施に当たり、水素活用の必要性・実効性が確認できるまで、予算の執行を停止する」旨の附帯決議が付されました。  この決議を踏まえ、令和2年度以降は、環境学習イベントにおいて、公用車として導入した燃料電池自動車の展示を行うことなどにより、その普及を図っているところです。  引き続き、燃料電池自動車の優位性等について検討を進め、国の動向も注視しながら普及に向けた検討を進めてまいります。</p>	<p>×－B  以前購入補助や導入補助制度があったが、県議会で予算執行の停止が決議されている状況にあることが確認できた。  新たに予算が執行されるようにするためには、新たな視点で取り組む必要がある。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>数は県内11カ所といまだ少ないと言わざるを得ない。 ガソリン車からの切り替え実現に向けては、購入支援とともにインフラ整備の加速が必要である。</p> <p>3. キッズ・ゾーンの設置および「ゾーン 30 プラス」の推進について【新規】 園児や児童の交通安全確保に向け、内閣府・厚生労働省連名通知「キッズ・ゾーンの設定の推進について」（2019年11月12日）に基づき、キッズ・ゾーンの設置や国土交通省と警察庁の取り組みである「ゾーン 30 プラス」の推進をはかること。 ＜要請の根拠＞ 保育中の子どもの事故が相次いでいることを受け、厚生労働省が保育施設周辺の道路で運転手に注意を呼びかける「キッズ・ゾーン」の設置を推進するよう都道府県と政令市、中核市に通知を出しており、子どもや保育施設の安心・安全の担保に向け、設置を促進することが必要である。また、「ゾーン30プラス」は、国土交通省と警察庁が連携し、最高速度30km/hの区域規制と物理的デバイスとの適切な組み合わせにより交通安全の向上をはかろうとする施策である。子どもの生命を守ることはもとより、子育て世代の労働者にとって子どもの安全確保は最大の関心事であり、安心して働くためにも、生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備の更なる推進をはかることが必要である。</p> <p>IV. 福祉・社会保障政策 1. 地域共生社会の実現について 真の地域共生社会の実現に向けて、地域全体でアプローチしていく包括的な相談支援体制を構築するために、専門性の高いコミ</p>	<p>【警察本部 交通規制課】 歩行者・自転車などの安全を確保し、交通事故を防止する観点から、これまで、ゾーン 30 の整備を積極的に進めて来ましたが、令和4年度以降は、警察庁と国土交通省との連携施策である、ゾーン 30 プラスの整備を同様に推進してまいります。 ゾーン 30 プラスの整備では、交通規制の実効性を担保する上で効果が高い、ハンパや狭さくといった物理的デバイスを適切に組み合わせ、歩行者の通行を保護し、区域内の通過交通を抑制することで交通安全の向上を図ります。 このため、県警察としても、道路管理者と緊密に連携し、物理的デバイスの設置を積極的に推進し、最高速度 30 キロメートル毎時の区域規制を整備していく方針です。 さらに、既にゾーン 30 として整備した区域についても、必要性が認められる場合には、同様に物理的デバイスの設置を道路管理者と連携して行い、ゾーン 30 プラスとして整備していく方針です。</p> <p>【福祉部 社会福祉課】 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会（以下「県社協」）では、市町村社会福祉協議会の職員を対象に</p>	<p>○－A ゾーン 30 プラスに対する推進の必要性について、県の認識を確認することができ、設置に向けた取り組みを推進していることも確認できた。 具体的な設置には時間がかかると捉えており、今後の進捗について確認する必要があるが、要請としては完結と捉えている。</p> <p>△－B コミュニティソーシャルワーカーの育</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>コミュニティソーシャルワーカーを育成し、地域住民の協力（民生委員、児童委員等）を得られる体制づくりの整備をおこなうこと。</p> <p>&lt;要請の根拠&gt;</p> <p>2021年4月施行の改正社会福祉法は、「8050」問題（※）、ヤングケアラー問題、ダブルケアなど、複数の分野にまたがる相談について、自治体に「断らない相談支援体制」の設置などを進め、社会とのつながりをつくるための支援を目指している。しかし、各自治体における今年度の実施率は約2%（42市区町）であり、来年度以降計画している自治体も243自治体で全体の2割未満にとどまっている。</p> <p>こうした現状を改善するために、活動の核となる専門職（コミュニティソーシャルワーカー等）を育成・支援するとともに、住民と協力して地域共生社会の実現を目指す必要がある。</p> <p><b>【参考情報】</b></p> <p>（※）「8050」問題：80代の親とひきこもり状態の50代の子が同居する世帯の孤立化・困窮化に伴うさまざまな問題</p> <p><b>2. 医師の地域偏在の解消【新規】</b></p> <p>地域における総合診療医を増やすため、総合診療医を育成する無償の教育訓練などのキャリア形成支援をおこなうこと。また、医師の地域勤務にともなう負担を和らげるため、県による調整の上、複数の医師がローテーションで都市部と地方の巡回勤務がおこなえる体制を構築すること。</p> <p>&lt;要請の根拠&gt;</p> <p>医師不足の地域では、専門医よりも全般的な診療ができる総合診療医の役割が重要である。地域における総合診療医を増やしていくためには、県が基幹施設と連携し、医学生、指導医、専門医</p>	<p>研修を行い、コミュニティソーシャルワーカー（※）を育成・支援しています。</p> <p>県では、こうした研修を実施する県社協の専門職員の人件費を補助しています。</p> <p>県といたしましては、引き続き、県社協への支援を通じて、専門職（コミュニティソーシャルワーカー等）の育成・支援を行ってまいります。</p> <p>※ 県社協では、コミュニティソーシャルワーカーを「生活上の課題を持つ個人や家族のニーズに対する個別支援を行いながら、あわせて、その地域における住民のネットワークづくりや生活環境の整備等の地域支援を多職種連携によって展開する取組を実践する専門職」と定義している。</p> <p>県は、民生委員・児童委員の活動の促進や市町村の民生委員・児童委員協議会の円滑な運営に必要な経費の一部を、市町村に補助します。</p> <p><b>【保健医療部 医療人材課】</b></p> <p>総合診療専門医は平成30年に新たな専門医制度が発足した際に追加された専門医の基本領域です。特定の疾患に限定することなく総合的な診察能力を有する医師が総合診療専門医です。専門医となるには、認定された医療機関で研修を受講する必要があります。令和3年度秋に初めて総合診療専門医が誕生しました。</p> <p>これまで県では、専門研修プログラムガイドブックの作成や専門研修病院合同説明会の開催により、</p>	<p>成・支援や県社協の専門員の人件費補助をおこなっているが、具体的な成果は確認できない。</p> <p>今後は「断らない相談支援体制」の設置状況の実績を確認しながら、要請を続ける。</p> <p>△－B</p> <p>総合診療専門医の育成については、広報活動の段階であり、キャリア形成支援には至っていない。</p> <p>医師の地域勤務についても、対象者は自治医科大学卒業医師に限られている。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>の協力のもと、総合診療医とし勤務しやすくするための専門研修を定期的に実施していくことが必要である。</p> <p>また、地域の診療所は、本来は診療所を管理する医師を常駐させる必要がある。しかし、医師の地域勤務は負担も伴うため、複数の医師が交替勤務制をおこなうことで、安定した地域医療の提供をはかることができる体制が求められる。</p> <p><b>3. 順天堂大学病院の早期設置に向けた取り組みについて【新規】</b></p> <p>当初 2018 年 3 月までの着工で計画されていた浦和美園付近への順天堂大学付属病院の設置が具体的には進んでいない。県は、先日公表された 2027 年 11 月の開業目標よりも早い開設となるよう指導・支援すること。</p> <p>&lt;要請の根拠&gt;</p> <p>埼玉県は県民あたりの病院数が全都道府県で最低であり、医療従事者の負担が増加している。病院数の割に深刻な問題が他都道府県より低率で推移しているのは、ハード面での不足を現場が無理をして補っているからであり、充足しているとは言えない状況にある。</p> <p>浦和美園地区の人口が増加していること、生活者（組合員を含む）からの要望も強いことなどから、大規模病院の早期の設置に向けた取り組みをはかることが必要である。</p>	<p>県内病院の魅力を PR してきました。</p> <p>令和 5 年度からは、専門研修プログラムの特徴や、埼玉県で専門研修を受講する魅力を紹介する WEB サイトを構築し、総合診療専門医を含む専攻医の県内への誘導に努めていきます。</p> <p>また、利用料無料の医療従事者向けシミュレータ教育・研修施設である地域医療教育センターの運営等により、県内の医療従事者のスキルアップ支援を行っております。</p> <p>医師の地域勤務に関しては、自治医科大学卒業医師について、県による調整のもと、秩父地域や北部地域など医師確保が困難な地域の医療機関にローテーションで派遣し、負担軽減を図っております。</p> <p><b>【保健医療部 保健医療政策課】</b></p> <p>大学から要望のあった事項について大学や市などと密接な連携・協力をするとともに、誘致の最大の目的である医師派遣について大学と綿密な協議をしながら、大学が行う附属病院等の整備を支援してまいります。</p> <p>基本設計や環境アセスメントの各種手続きを計画どおり進めるため、大学や市の窓口となる調整を行い、進捗を確認してまいります。</p>	<p>医師の地域偏在の解消を図るため、今後も要請を続ける。</p> <p>△－B</p> <p>予定されていた 2018 年 3 月までの着工が遅れているにも関わらず、早期開設への意欲は希薄である。</p> <p>新たに公表された開業目標を達成するために、要請を続ける。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p><b>4. 精神障害者2級の医療費の無償化について【新規】</b>  <b>精神障害者の医療費負担を軽減し、生活を救済するために、精神障害者2級の医療費を無償化すること。</b>          &lt;要請の根拠&gt;          3障害(知的障害・身体障害・精神障害)がある中で、2級以下の医療費が健常者と同じ3割負担なのは精神障害者だけである。精神障害者の就業率は3障害の中でも最も低い40%程度で、さらに月収も平均3万円程度と苦しい状態にある。ほとんどの精神障害者は親と同居で、まさに「8050」問題の状況にあり、親子共倒れをする家族が後を絶たない。</p> <p><b>【参考情報】</b>          ○精神障害者2級の医療費の無償化に対する埼玉県への意見書提出状況          さいたま市、秩父市、上尾市、蕨市、入間市、久喜市、富士見市、蓮田市、滑川町、吉見町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村、美里町、寄居町</p>	<p><b>【保健医療部 国保医療課】</b>          令和3年度末の精神障害者保健福祉手帳の級ごとの所有者の比率は、1級が7.9%、2級が58.9%となっており、2級の方も助成対象とすると助成対象者は1級の方だけの場合の約8倍となります。</p> <p>助成対象者を2級までとした場合、県の補助金は毎年、さらに19億円程度必要となると試算しており、2級の方をすべて対象とすることは困難であると考えております。</p> <p>このため、令和4年10月からの後期高齢者の医療費窓口負担が2割となる影響や現物給付化の影響なども考慮した上で、2級の方をどこまで対象とすることができるのかなど、トータルとして持続可能な重度心身障害者医療費の制度設計を行う必要があると考えております。</p> <p>令和4年8月17日に有識者会議として第1回埼玉県重度心身障害者医療費助成制度に関する検討会を開催し、助成制度の対象者の検討を開始したところです。助成対象については有識者会議の検討結果を踏まえ、市町村の意見をよく聴き、検討を進めてまいります。</p>	<p>△-B          県内17市町で意見書が提出されているにも関わらず、重度心身障害者医療費については、トータルで制度設計するという回答に留まっている。          今後は、対象者の生活実態を踏まえ、要請をおこなう。</p>
<p><b>5. 公共トイレなどへのユニバーサルシート（介護ベッド）の設置について【新規】</b>  <b>(1) トイレのバリアフリーの一環として、車椅子でどこに出かけても困らないよう、幼児期から高齢者までオムツ替えなどの目的で利用できるベッドのあるユニバーサルシート（介護ベッ</b></p>	<p><b>【福祉部 福祉政策課】</b>          県では、建築物や施設などが誰にとっても利用しやすいものとなるよう、埼玉県福祉のまちづくり条</p>	<p>△-B          ユニバーサルシートの必要性や重要性</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>ド) の設置を進めること。</p> <p>(2) 利用者がユニバーサルシートの設置場所について、スマホなどで手軽に検索ができるよう環境を整えること。          &lt;要請の根拠&gt;          JRの主要駅、公共施設、劇場などには、2歳まで対応したベビーベッドが設置されているトイレがある。しかし、ユニバーサルシート(介護ベッド)があるトイレの設置場所は限られている。健常者が普通に遊びに出かける場所において、「ユニバーサルシートが設置されたトイレが1ヶ所でもあると助かる」などの声が上がっている。          日頃、トイレの介助をしている方(障がい当事者家族、支援者</p>	<p>例により、整備基準などを定めています。          ユニバーサルシートについては、福祉のまちづくり条例設計ガイドブックにおいて、大規模な建物を新築や改修する際に、トイレに設置することが望ましいものとしております。          県ではこれまで、毎年度、公共施設における設置状況を調査しており、その際に関係部局や市町村に対して整備を働きかけており、引き続き、積極的に周知してまいります。          また、民間施設については、建築士事務所協会を通じてリーフレットを配布するなど、ユニバーサルシートの整備も含めて、福祉のまちづくり条例の理解の促進を図ってきたところです。あわせて、多くの方が利用するデパートやショッピングセンターなどの商業施設に対して直接ユニバーサルシートの設置を働きかけるなど、更なる普及を図ってまいります。</p> <p><b>【福祉部 福祉政策課】</b>          車椅子を利用されている方などの外出時の利便性をさらに向上させるため、ユニバーサルシートの情報だけでなく、その他の様々な情報も併せて提供していくことが効果的と考えます。          学識経験者や障害者団体、事業者などで構成する埼玉県福祉のまちづくり推進協議会に意見を伺いながら、地図情報の活用に向けて検討を進めてまいります。</p>	<p>について、十分に理解されていない回答となっている。          利用者の利用実態を踏まえ、設置に向けた要請を続ける。</p> <p>△-B          利用者に対して、有効な地図情報を提供していく姿勢が示された。          今後は進捗状況や利用しやすさなどを確認しながら、要請をおこなう。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>など) 77名を対象にアンケートをした結果 (NPO法人D-SHiPS32 スナック都ろ美 実施『介助者がうれしいトイレのつくり・ニーズについて』)、必ず必要なものとしてユニバーサルシートを上げる人が69人 (89.9%) おり、そのニーズは高い。</p> <p>6. ペアレントメンターの積極的活用に向けた対応について  ペアレントメンターについて養成数を更に増やすとともに、市町村からの派遣要請が非常に少ないことに鑑み、当事者が要請可能な仕組みとすることや県が主体となった講座および相談事業を積極的におこなうなど、利用促進のための改善をおこなうこと。</p> <p>また、当事者が直接参加可能な事業の拡大および周知の強化をおこなうこと。</p> <p>&lt;要請の根拠&gt;  国立精神・神経医療研究センターによれば、新型コロナウイルス感染症拡大下において、発達障がい児の「生活習慣、抑うつや不安、攻撃的行動の悪化が報告されている」とあり、課題の深刻さが増している。しかしながら、令和2年度の派遣実績は、活用が不十分であると言わざるを得ない。さらに、市町村の派遣要請が例年低調であることから、事業開始から10年を経て、事業の仕組みについて再検討する必要がある。</p>	<p><b>【福祉部 障害者福祉推進課】</b>  ペアレントメンターは、発達障害の子供を育てた経験を持つ親がペアレントメンターとして共感的に相談に応じることで、相談する側の親が子供の障害を受け入れたり、不安感や孤立感が軽減されたりすることを目的に実施している事業です。</p> <p>ペアレントメンターの養成につきましては、対面で行う必要がある研修内容が含まれるため、過去2年間は新型コロナウイルス感染症の流行により実施を控えていたところですが、今年度においては、感染拡大防止対策を徹底することにより再開することとしました。</p> <p>また、令和3年度においては、未だコロナ禍にあることから、事業の実施方法について見直しを行いました。</p> <p>市町村が主催する事業に参加する「派遣事業」につきましては、やはり対面での相談事業になるため実施することが難しかったことから、「交流・相談事業」を全県的に集約し、Zoomを活用して全10回実施したところ、前年の約4倍となる延べ134人の参加がありました。</p> <p>今年度においても引き続き、Zoomを活用して全県的に事業を実施していますが、Zoomの活用は保護者</p>	<p>△-B  新型コロナウイルス感染症により、対面での研修はできなかったものの、Zoomを活用し、前年約4倍の実績となったことは評価する。</p> <p>今後も利用促進を進めるための改善と、対象者への周知の強化を要請する。</p>



要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>7. ケアラー・ヤングケアラー支援の取り組みについて</p> <p>埼玉県ケアラー支援条例の目的である「すべてのケアラーが健康で文化的な生活を営むことのできる社会」の実現をめざし、県内のさまざまな関連機関、市民団体とともにケアラー支援の流れをつくり、以下の施策をおこなうこと。</p> <p>(1) ケアラー・ヤングケアラー支援の周知について</p> <p>県民に対して理解を広げるため、適切かつ効果的な啓発活動などを引き続き実施すること。また、ケアラー自身にも、ケアラーであることの気づきを促す広報をおこなうこと。特に、病院、診療所、保健福祉関係の事業所など、被介護者とともにケアラーが出向く機関に協力を求めて実施すること。その際には、その機関・職能団体へのケアラー支援研修もおこなうこと。</p> <p>&lt;要請の根拠&gt;</p> <p>埼玉県は広報啓発活動を展開しているものの、介護者サロン実施団体でさえ、チラシを見たことがない人ばかりであり、配布先を工夫すべきである。また、「知られていません『ケアラー』のことという」チラシには、施設介護の写真が使われている。条例</p>	<p>が直接的に参加可能な状況となるなど、事業推進における新たな効果が生まれています。引き続き、事業の委託先である埼玉県自閉症協会と協議しながら、効果的な実施方法をとることができるよう努めてまいります。</p> <p>なお、事業の周知については、県や埼玉県自閉症協会のホームページに情報を掲載するほか、障害児通所支援事業所や特別支援学校、保育所、幼稚園等に直接チラシを配布するなど、幅広に行っています。</p> <p><b>【福祉部 地域包括ケア課】</b></p> <p>引き続きケアラーの方も含めた県民の方を対象に啓発を実施してまいります。</p> <p>また、広報にあたって、病院、診療所、保健福祉関係の事務所等に協力を求めるなど、検討してまいります。さらに、今後は、かかりつけ医などの医療従事者等に対しても、既存の専門研修等の機会を捉え、各職種における支援の具体的な方法についてさらにご理解をいただくなど、人材育成に取り組んでまいります。</p>	<p>△－B</p> <p>啓発活動は進んでいるものの、回答は具体的ではない。</p> <p>ケアラー自身の気づきを促すため、ケアラーと出会う可能性の高い関係機関の協力を得るための検討をどのように進め、何を実施し、どのような成果が上がっているのか、課題は</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>にあるケアラーの定義を踏まえていない写真を使うということは、発注者の理解が充分でないということであり、県庁職員の理解を深める研修を繰り返し実施する必要がある。</p> <p>自分がケアラー・ヤングケアラーと気付いていない場合も多く、助けを求めず、事態が深刻化することがある。条例制定の理念に則って、健康で文化的に暮らす権利があること、支援を受けても良いことを広く知らせる必要がある。</p> <p>(2) ケアラー・ヤングケアラーへの支援体制について</p> <p>①ケアラーが出向く病院、診療所、保健福祉関係の事業所などの高い関連機関に対して、自ら助けを求めない(求められない)ケアラー・ヤングケアラーを理解し、発見し、アセスメントをおこない、支援計画を立案し、支援に結びつける研修を実施すること。また、研修が活かされているかどうかを検証すること。</p> <p>②一人ひとりのケアラー・ヤングケアラーの支援計画を立て、必要な支援につなげて支援する多機関・多職種連携を市町村と協力しておこなうモデル事業を実施すること。</p>	<p>【福祉部 地域包括ケア課】</p> <p>かかりつけ医などの医療従事者等に対しても、既存の専門研修等の機会を捉え、各職種における支援の具体的な方法についてさらにご理解をいただくなど、人材育成に取り組んでまいります。</p> <p>【福祉部 地域包括ケア課】</p> <p>各市町村の状況や資源によって連携の在り方や体制は変わってくるため、それぞれの状況に応じた支援が必要です。県では、例えば、複合的な課題についても気軽に相談できるワンストップの福祉総合相談窓口や複合課題を調整するチームの設置を目指す市町村に対し、アドバイザーの派遣や研修、</p>	<p>何かが不明である。</p> <p>今後は、行政から積極的に働きかける「プッシュ型」の支援に結び付けるための要請を続ける。</p> <p>△－B</p> <p>研修は進んでいるものの、支援の流れは明文化、可視化されていない。</p> <p>今後は、関係機関・専門職がケアラー支援のイメージと実践について共通認識を持てるように要請を続ける。</p> <p>△－B</p> <p>県は、市町村におけるヤングケアラーの支援体制整備のため「埼玉県ヤングケアラー支援スタートブック」を発行したが、モデル事</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>③ケアラー・ヤングケアラー支援は、身近な市町村が取り組みを進めることで効果を発揮する。県は市町村の総合相談支援体制の構築を目指し、実効性のあるケアラー支援体制を構築すること。また、さいたま市、入間市では条例が制定されたが、市町村による取り組みの格差により、県民に大きな不公平が生じないよう、市町村の取り組みを積極的にリードし、バックアップすること。</p> <p>④ケアラー・ヤングケアラーやその家族、専門職など、誰もがアクセスしやすいわかりやすい相談支援窓口（たとえば、ケアラー支援センター、ケアラー支援推進センターなど）を設置・可視化すること。</p> <p>&lt;要請の根拠&gt; 自分がケアラー・ヤングケアラーと気付いていない場合も多く、助けを求めず、事態が深刻化することがある。条例制定の理念にのっとり、健康で文化的に暮らす権利があること、支援を</p>	<p>情報交換会の実施等、市町村の状況に応じた支援を行っています。また、市町村におけるヤングケアラーの支援体制の整備にあたって参考となるよう手引きの作成を進めており、そこに先進的な取組を行っている市町村の事例についても盛り込んでいく予定です。</p> <p><b>【福祉部 地域包括ケア課】</b> ケアラーなどからの相談などに対応するため、ワンストップの福祉総合相談窓口や複合課題を調整するチームの設置を目指す市町村に対し、アドバイザーの派遣や研修、情報交換会の実施等を行っています。また、市町村におけるヤングケアラーの支援体制の整備にあたって参考となるよう手引きの作成を進めております。</p> <p><b>【福祉部 地域包括ケア課】</b> 県では、自身がケアラー・ヤングケアラーだと気づいていない方も含めて、あらゆる相談にワンストップで対応できるよう各市町村における総合相談窓口の設置等を進めています。</p>	<p>業については未発行である。 手引書の発行に向けて要請を続ける。</p> <p>△－B 市町村に対する支援体制の整備が進められている。 今後は、市町村がケアラー支援・ヤングケアラー支援の方針を等しく持ち、積極的にバックアップする「プッシュ型」の取り組みを進めるための要請を続ける。</p> <p>×－B ケアラー支援は市町村単位でおこなわれ、自治体の温度差や力量の差がある。 県は、専門性を発揮して、ケアラー支援を進めるための調査研</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>受けても良いことを広く知らせる必要がある。</p> <p>①ケアラー・ヤングケアラーの支援体制については、具体的な流れをイメージし実施できる研修をすすめることが重要である。また、地域包括支援センター職員に比べ、障がい者相談支援事業所職員の研修参加率が低いので働きかけることが必要である。</p> <p>②ケアラーおよびその家族は複合的な課題を抱えている場合も多い。ケアラー、ケアを受けている相手、その他の家族員一人ひとりのニーズを聞き取り対応することで効果的な支援がおこなえる。</p> <p>③実効性の支援体制に向けて、市町村への積極的な働きかけと市町村の実態に即した支援をおこなうことが必要である。また、市町村の総合相談支援体制の構築により、実効性のあるケアラー支援のため、進んでいる具体例を示す必要がある。</p> <p>④自治体によっては、「ヤングケアラー総合支援センター」「子ども・若者ケアラー相談支援センター」など、看板を掲げ始めている。一方、埼玉県はHPを充実したが、窓口がたくさんあって、分かりやすいとは言えない。支援拠点（機能の拠点）をはっきりさせることが、ケアラーの声を挙げやすくすることにもつながる。</p> <p><b>V. 環境・資源・エネルギー・食品・農林水産政策</b></p> <p><b>1. 「脱炭素先行地域」選定に向けた政策パッケージの整備と産業界との連携強化</b></p> <p>地方自治体内の多くの地域が「脱炭素先行地域」に選定されるよう、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」などの支援措置の活用促進を図りつつ、自治体としても、必要な政策パッケージの整備をおこなっていくこと。また、住宅街や農山村など</p>	<p>【環境部 温暖化対策課】</p> <p>本県では、国による地方公共団体への支援策や県の地球温暖化対策に係る取組等について、「市町村地球温暖化対策担当者会議」を開催し、情報提供等を行っています。令和4年度の会議では、「脱炭素先行地域」に選定されたさいたま市から取組を紹介</p>	<p>究、ツールの開発、人材育成、支援体制づくりなどを進め市町村に提供する必要があるが、まだまだ不十分である。</p> <p>今後は、ケアラー支援の司令塔でもあり、拠り所であり、シンボルでもある拠点整備に向け、要請の視点を再検討する。</p> <p>△－B</p> <p>市町村地球温暖化対策担当者会議を開催し、情報提供をおこなっていることがわかった。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>ばかりでなく、商業地域、工業団地などについても「脱炭素先行地域」選定が促進されるよう、産業界・業界団体との連携強化をはかること。</p> <p>&lt;要請の根拠&gt;</p> <p>政府は、2020年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、2021年4月には、2030年に温室効果ガスを2013年度比で46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていくことを表明しました。また、この方針は2021年10月に閣議決定した「地球温暖化対策計画」に盛り込まれた。</p> <p>対策計画では、これらの目標の達成のため、「少なくとも100カ所の脱炭素先行地域において、2025年度までに脱炭素に向かう地域特性などに応じた先行的な取り組み実施の道筋をつけ、2030年度までに実行することで、農山漁村、離島、都市部の街区など多様な地域における地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する地域脱炭素（地域課題の解決による住民の暮らしの質の向上）の実現の姿を示し、全国に広げる」とされており、2022年1月から第1回の先行地域募集が始まっている。</p> <p>地方自治体内の多くの地域が「脱炭素先行地域」に選定されるよう、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」などの支援措置の活用促進を図りつつ、自治体としても、必要な政策パッケージの整備をおこなっていくことが重要である。また、地球温暖化対策計画では、産業部門の削減率の目標を従来の7%から38%へと大幅に引き上げており、住宅街や農山村などばかりでなく、商業地域、工業団地などについても「脱炭素先行地域」選定が促進されるよう、産業界との連携強化をはかることが重要である。</p> <p>【参考情報】</p> <p>○地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）</p>	<p>してもらおうとともに、アンケート調査を実施し、「脱炭素先行地域」への応募予定や応募に当たって県に期待する事項等を聴取しました。</p> <p>今後も「市町村地球温暖化対策担当者会議」や、市町村からの個別相談への対応等により、市町村のニーズを把握しながら市町村の脱炭素化に向けた取組を支援してまいります。</p>	<p>しかしながら、自治体との連携にとどまっておらず、業界団体などとの連携には至っていない。</p> <p>よって、引き続き要請をおこなう必要があると捉えている。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性				
<p><a href="https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html">https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html</a>  ○地域脱炭素移行・再エネ推進交付金  <a href="https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/grants/chiiki-datsutanso-saiene-kofukin.pdf">https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/grants/chiiki-datsutanso-saiene-kofukin.pdf</a></p> <p><b>VI. 教育・子育て政策</b>  1. 子育て応援推進について、以下の施策を講ずること。  (1) 待機児童解消に向け、引き続き県および市町村が連携し、保育所や認定こども園などの整備・拡充、企業内保育所の設置、幼稚園の延長保育などを進めること。</p>	<p><b>【総務部 学事課】</b>  県では、教育時間終了後も引き続き幼稚園で子供を預かる「預かり保育」を実施している私立幼稚園に対して、預かり保育を担当する教職員の人数や実施する時間数等に応じて補助を実施しています。  令和5年度も、預かり保育を実施する幼稚園に対する補助を引き続き実施することにより、預かり保育制度の充実を図ってまいります。</p> <p>※参考  預かり保育推進事業補助予算額（千円）</p> <table border="1" data-bbox="1086 976 1787 1082"> <thead> <tr> <th>令和4年度予算額</th> <th>令和5年度予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>514,910</td> <td>516,440</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【福祉部 少子政策課】</b>  県では、各市町村がニーズ調査に基づいて策定している市町村計画のとおり保育所等の整備ができるよう、助言や好事例の横展開を図るなどの支援を行っています。  また、整備の補助については、国の交付金・補助金を活用しており、必要とする施設整備が行えるよ</p>	令和4年度予算額	令和5年度予算額	514,910	516,440	<p>△－B  待機児童数は、令和元年から継続して減少し、北部の地域では一部に定員割れの保育所も見受けられるようになってきている。  しかし、隠れ待機児童の人数はまだまだ多いため、毎年継続して要請している項目である。  今年度も保育サービスの受け入れ枠2,500人分拡大する予算を計上するなど県の対策は理解する。  引き続き、待機児童数の動向を確認していきたい。</p>
令和4年度予算額	令和5年度予算額					
514,910	516,440					

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>(2) 保育の質の向上、利用者へのきめ細かい対応、隠れ待機児童の解消に向け、保育所などの利用者のニーズ調査や隠れ待機児童を対象に保育のニーズ調査を実施し、その対応をはかること。</p>	<p>う、引き続き、補助の充実を国に働き掛けてまいります。</p> <p><b>【産業労働部 多様な働き方推進課】</b>      企業等が従業員の乳幼児を保育するために設置する企業内保育所に対し、施設整備費・運営費を補助し、設置を促進します。      さらに、企業内保育所の設置を検討している企業等が開設や運営についてのアドバイスが受けられるよう、既に企業内保育所を運営している企業にアドバイザーとなっていただき相談会を行うなど、設置を促進してまいります。</p> <p><b>【教育局 義務教育指導課】</b>      公立幼稚園において、教育課程に係る教育時間外に行う教育活動（いわゆる預かり保育）は、公立幼稚園を有する市町の所管であり、各市町が地域のニーズに応じて進めております。</p> <p><b>【福祉部 少子政策課】</b>      保育サービスについては、市町村が地域の実情やニーズに応じて定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づき、提供体制の確保を図っております。そのため、利用者のニーズの把握については、各市町村が実施しております。      いわゆる隠れ待機児童については、待機児童数調査などにより県も一定の把握はしておりますが、実際の個々のニーズについては市町村で把握してお</p>	<p>×－B      保育サービスについては、市町村が定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づき実施しており、利用者や隠れ待機児童を対象としたニーズ調査も市町村でお</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性						
<p>(3) 保育士、幼稚園の先生の処遇改善に取り組むこと。【新規】          &lt;要請の根拠&gt;          2022年4月1日現在の県内の保育所等待機児童数は、対前年比92名減の296人で4年連続減少はしているものの、待機児童にカウントされていない、いわゆる「隠れ待機児童」は、待機児童の20倍以上、6,158人いる現状から、待機児童および隠れ待機児童の人数はまだまだ多いと言わざるをえない。利用者の多様化するニーズへの対応や隠れ待機児童となっている方のニーズへ対応することにより、すべての子どもが希望する保育所や認定こども園に入所できるよう取り組む必要がある。</p>	<p>り、市町村と連携して適切に対応してまいります。</p> <p><b>【総務部 学事課】</b>          県では、私立幼稚園が教職員の処遇改善（収入の引上げ）を行った場合、その経費に対する補助を実施しています。          厳しい財政状況下にあります。予算確保に努め、処遇改善に取り組んだ私立幼稚園に対する補助を継続して行ってまいります。</p> <p>※参考</p> <table border="1" data-bbox="1088 762 1749 906"> <thead> <tr> <th colspan="2">処遇改善事業 予算額（千円）</th> </tr> <tr> <th>令和4年度予算額</th> <th>令和5年度予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>309,656</td> <td>667,332</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【福祉部 少子政策課】</b>          保育士の賃金は、国が定めた給付費を原資として、事業者から職員に支払われるため、処遇改善のためには国が定める公定価格の改定が必要と考えます。          国では、令和3年度の経済対策において3%程度（月額9,000円）の賃金改善を行うなど対策を行っていますが、十分とは言えません。          そのため、令和4年6月及び11月に内閣府少子化対策担当大臣あてにさらなる処遇改善を求める要望を行っています。</p>	処遇改善事業 予算額（千円）		令和4年度予算額	令和5年度予算額	309,656	667,332	<p>こなわれているため、新たな視点で要請を検討したい。</p> <p>△－B          私立幼稚園については処遇改善の補助予算を増額して継続していること。さらに、保育士の賃金に関しては、国が定める給付費をもとに支払われるため、内閣府少子化対策担当大臣あてにさらなる処遇改善を求める要望をおこなったことは前進と考える。          引き続き国の動向も確認しながら、処遇改善の状況を確認したい。</p>
処遇改善事業 予算額（千円）								
令和4年度予算額	令和5年度予算額							
309,656	667,332							



要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>2. 児童虐待防止対策推進について</p> <p>(1) 妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を提供する「子育て世代包括支援センター」の機能を強化し、特に妊産婦への支援を広く住民に周知・啓発することで生まれてくる新生児、乳児への虐待を防止すること。</p> <p>(2) 児童相談所の児童福祉司および児童心理司の増員、および弁護士、医師・保健師を配置し、児童虐待の予防的な取り組みや介入の徹底など児童相談所の機能を強化すること。</p> <p>&lt;要請の根拠&gt;</p> <p>児童虐待死（遺棄を含む）で最も多いのが0歳児で約50%です。また、その内、約4割が生まれた日の虐待死です。日齢0日児の虐</p>	<p>県としても限られた財源ではありますが、新卒保育士や潜在保育士を対象とした就職準備金貸付や保育士宿舎借上補助などを継続することで、保育士の処遇改善に努めております。</p> <p><b>【保健医療部 健康長寿課】</b></p> <p>現在、県内すべての市町村に「子育て世代包括支援センター」が設置されています。</p> <p>令和3年度からは、困難事例への対応に対する支援として、専門職による相談支援の強化を目的とした補助が開始されています。</p> <p>今後も引き続き、関係機関と連携を図りながら、機能強化を目指し、児童虐待防止に努めていきます。</p> <p>また、「子育て世代包括支援センター」の機能についても、市町村を通じて、妊産婦及び関係機関等へ広く周知し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供できるよう取り組んでまいります。</p> <p><b>【福祉部 こども安全課】</b></p> <p>児童虐待通告および保護が必要な児童に迅速かつ的確に対応するため、主に児童相談所などに配属される福祉職や心理職の採用人数を拡大するとともに、平成29年度から社会福祉士などの資格を有し民間での業務経験等がある者の採用も行ってい</p>	<p>○－B</p> <p>「子育て世代包括支援センター」での、困難事例への対応で専門職による相談支援の強化を目的とした補助の開始や、関係機関と連携、機能強化を目指し、児童虐待防止に努めるとの回答で前進と考える。</p> <p>引き続き、新たな要素などを踏まえ、新生児、乳児への虐待防止を検討したい。</p> <p>△－B</p> <p>毎年、児童福祉司・心理司を増員し、児童相談所の体制強化・整備が進められていることは前進と考える。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>待死事例では、母子健康手帳の未交付や妊婦健康診査未受診の事例が見られるとされており、こうしたことを防ぐためにも、妊娠期から支援をする「子育て世代包括支援センター」の機能を広く住民に周知・啓発する必要がある。</p> <p>2020年4月1日から施行された「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」により、児童虐待防止対策の強化として、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化など、改正法の趣旨に沿って県および市町村をはじめ、関係者・団体などに周知徹底し、引き続き取り組みを進める必要がある。</p> <p>3. 学校教育現場でジェンダー平等の視点に立って、以下の施策をおこなうこと。</p> <p>(1) 性的指向・性自認（性同一性障害を含む）に関する偏見にもとづく言動の払拭や正しい理解の促進のため、児童生徒をはじめ教職員や保護者への研修や相談体制の整備を継続しておこなうこと。</p>	<p>ます。</p> <p>また、令和3年度には児童相談所業務のやりがいをPRするWebサイトを開設し、児童相談所で働く職員のインタビューや採用情報の発信により人材確保に取り組んでいます。</p> <p>令和4年度の児童福祉司は前年度から24人増の316人となっており、児童心理司は同様に16人増の92人となっています。児童虐待防止法が制定された平成12年度に比べると児童福祉司は4.2倍（75人→316人）、児童心理司は4.6倍（20人→92人）となっています。</p> <p>あわせて、法的対応力を強化するため、全7か所の児童相談所において弁護士を配置しています。</p> <p>このほか、中央児童相談所に児童精神科医を常勤で1名、医師を嘱託医として複数名配置しています。また、保健師も各児童相談所に1名以上を配置しています。</p> <p>今後とも、児童虐待防止に適切に対応できる専門職員の増員や配置を進め、児童相談所の機能強化に取り組んでまいります。</p> <p><b>【教育局 人権教育課】</b></p> <p>これまでも、教職員対象の各種研修会において、性の多様性の尊重についての理解向上のための研修を継続的に行ってきました。</p> <p>令和2年度、教職員の一層の理解促進を図るた</p>	<p>しかし、虐待通報件数が高止まりしていることから、引き続き、児童相談所の体制強化について、継続的に要請を検討したい。</p> <p>△－B</p> <p>令和4年度の新たな取り組みとして、保護者向け動画の作成、性の多様性に係る同様</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>(2) いまだに男女別の名簿だけで運用されている学校教育現場の改善をおこなうこと。また、トランスジェンダーなどの生徒(またはその保護者)から、校内での通称名の使用について申し出があった場合は使用を認め、これに関する個人情報について校内で管理するルールを決めること。</p>	<p>め、性の多様性の尊重に係る教職員用リーフレットを作成し、さいたま市を除く県内公立学校の全教職員及び教育局職員を対象に配布しました。また、校内研修等でも視聴可能な資料として、リーフレットの説明用動画を配信しました。</p> <p>令和3年度は、児童生徒の性の多様性について理解促進を図るため、発達段階に応じた児童生徒向けリーフレットを、小学5・6年生版と中学・高校生版の2種類作成しました。</p> <p>さらに、学校の相談体制の支援に向け、性の多様性を尊重した相談支援体制の充実に向けた検討会議を行い、有識者や学校関係者のみならず、当事者や保護者代表の方からも意見を頂いて、結果を取りまとめました。</p> <p>令和4年度は、PTAの研修などでも啓発をするため、保護者向け動画の作成を、また、性の多様性に係る同様の悩みを抱える高校生同士の交流の場としてオンラインサロン・相談会の実施などをすすめ、継続して性の多様性を尊重した教育を推進してまいりました。</p> <p><b>【教育局 人権教育課】</b></p> <p>男女混合名簿については、男女平等の意識を高める上で効果があったと考えています。これをきっかけとして、学校においては様々な教育活動を男女共同参画の視点から見直す取組が進められました。</p> <p>男女共同参画社会を実現するため、一人一人が個性と能力に応じて社会に参画する意識を理解、意識</p>	<p>の悩みを抱える高校生同士の交流の場としてオンラインサロン・相談会の実施については前進と考える。</p> <p>引き続き、研修や相談体制の整備を継続し、学校教育現場でのジェンダー平等推進を求めている。</p> <p>○-A</p> <p>今年から全て男女混合名簿で運用されていることを確認した。</p> <p>また、通称名の使用についても、文部科学</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>(3) 性別によって指定されている制服など、性別を問わずに選択できるようにすること。また、このことに起因するいじめなどがおこらないように、児童・生徒への指導をすること。</p> <p>&lt;要請の根拠&gt;</p> <p>各学校において男女混合名簿等が広く採用されてきているが、いまだに男女別の名簿が運用されているところもある。また、性別によって指定されている制服などを、性別を問わずに選択できるようにしたことにより、いじめや差別が起きないように生徒を指導している例もある。いずれも、ジェンダー平等の視点に立った社会制度や慣行の見直しが求められつつある。</p>	<p>することが不可欠であります。</p> <p>今後も、教育活動全体を男女平等の視点から見直し、児童生徒の発達段階に応じた指導内容・指導方法の工夫・改善を行って、一人一人を大切にした教育の一層の充実を図ります。</p> <p>また、トランスジェンダーなどの生徒（またはその保護者）から、校内での通称名の使用について申し出があった場合に、各学校では、平成27年度文部科学省発出の「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」を参考に適切に対応しております。</p> <p>個人情報については、通常管理に加え、当該生徒が秘匿しておきたいとの心情に寄り添った対応を心がけるよう指導してまいります。</p> <p><b>【教育局 人権教育課】</b></p> <p>性別を問わずに選択できる制服を採用する学校について、近年増加してきていると認識しています。県としても、生徒一人一人の人権を尊重した学校づくりを進めるためにも、制服の選択制について各学校に検討を促しました。令和5年度には全ての県立学校で制服の選択制が導入される予定です。</p> <p>性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員が正しく理解し、学校が適切に対処することは重要です。制服選択制導入に起因するいじめが起こることのないよう、研</p>	<p>省発出の文章を参考に適切に対応しているとのことで完結とする。</p> <p>△－B</p> <p>令和5年度から全ての県立学校（県の管轄）で制服の選択制が導入される予定との回答を得ることができた。今後、確実に導入されているか確認していきたい。</p> <p>また、制服選択制導入に起因するいじめが起こらないよう、適</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p><b>VII. 人権・ジェンダー平等政策</b></p> <p>1. パートナーシップ・ファミリーシップ登録制度の創設について</p> <p>(1) パートナーシップ・ファミリーシップ登録制度など、性別を問わずにパートナーである人同士の関係を公に保証する制度を創設すること。</p> <p>＜要請の根拠＞</p> <p>社会全体で、性的指向や性自認（性同一性障害含む）に関する深刻な実態への認識が深まり、県内でも 36 の自治体でパートナーシップ制度が導入されているが（2022 年 7 月、レインボーさいたまの会調べより下段参照）差別の解消に向けて多くの自治体で制度の導入が望まれる。</p> <p>【参考情報】</p> <p>○埼玉県内のパートナーシップ制度導入状況</p> <p>①さいたま市(2020 年 4 月 1 日～)</p> <p>②川越市(2020 年 5 月 1 日～)</p> <p>③坂戸市(2020 年 10 月 1 日～)</p> <p>④北本市(2020 年 11 月 1 日～)</p> <p>⑤鴻巣市(2020 年 12 月 1 日～)※パートナーシップ・ファミリーシップ制度</p> <p>⑥桶川市(2021 年 2 月 1 日～)</p> <p>⑦伊奈町(2021 年 3 月 1 日～)</p> <p>⑧上尾市(2021 年 3 月 16 日～)</p> <p>⑨越谷市(2021 年 4 月 1 日～)</p> <p>⑩三芳町(2021 年 4 月 1 日～)</p>	<p>修等を通じて伝え、児童生徒に対して適切に指導できるように各学校を支援してまいります。</p> <p>【県民生活部 人権・男女共同参画課】</p> <p>パートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入については、婚姻は両性の合意のみに基づくとの憲法規定の下、国において家族及び家族制度について明確な考え方が示されていない中、「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」における定義を根拠に、生計を共にするLGBTQの方等の権利や身分について規定をすることは難しいと考えています。</p> <p>県では、生計を共にするLGBTQの方等の権利や身分に関する必要な措置について、それぞれの制度や手続ごとに必要な対応を行ってまいります。</p>	<p>切に指導できるよう各学校を支援するという回答で前進と考える。</p> <p>×－B</p> <p>生計を共にするLGBTQの方などの権利や身分について規定をすることは、難しいとの回答だが、すでに東京都、茨城県、群馬県では導入済みであり、現行法の解釈に相違があると考えられる。</p> <p>ただし、権利や身分に関する必要な措置について、それぞれの制度や手続ごとに必要な対応をおこなうとの回答であるため新たな視点で要請を検討する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>①本庄市(2021年4月1日～)</p> <p>②行田市(2021年4月1日～)</p> <p>③東松山市(2021年7月1日～)</p> <p>④入間市(2021年9月1日～)※パートナーシップ・ファミリーシップ制度</p> <p>⑤久喜市(2021年10月1日～)</p> <p>⑥毛呂山町(2021年10月1日～)</p> <p>⑦川島町(2021年10月1日～)※パートナーシップ・ファミリーシップ制度</p> <p>⑧狭山市(2021年10月11日～)※パートナーシップ・ファミリーシップ制度(総称はパートナーシップ宣誓制度)</p> <p>⑨ときがわ町(2021年12月1日～)</p> <p>⑩草加市(2021年12月20日～)</p> <p>⑪所沢市(2022年1月1日～)※パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度</p> <p>⑫飯能市(2022年1月1日～)※パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度</p> <p>⑬日高市(2022年1月1日～)※パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度</p> <p>⑭吉川市(2022年2月1日～)</p> <p>⑮深谷市(2022年3月23日～)※同時に深谷市性的指向及び性自認の多様性を理解し尊重する社会の推進に関する条例を制定</p> <p>⑯富士見市(2022年4月1日～)</p> <p>⑰吉見町(2022年4月1日～)※パートナーシップ・ファミ</p>		

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p style="text-align: center;">リーシップ宣誓制度</p> <p>⑳熊谷市(2022年4月1日～)※パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度 (総称はパートナーシップ宣誓制度)</p> <p>㉑神川町(2022年4月1日～)</p> <p>㉒美里町(2022年4月1日～)</p> <p>㉓上里町(2022年4月1日～)</p> <p>㉔八潮市(2022年4月1日～)</p> <p>㉕宮代町(2022年4月1日～)※パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度</p> <p>㉖鳩山町(2022年4月1日～)</p> <p>㉗横瀬町(2022年4月1日～)</p> <p>㉘ふじみ野市(2022年7月1日～)</p> <p>(2)すでに制度が導入されている、または導入予定の市町村は、それぞれが持つ制度について、相互に利用可能となるよう内容を検討すること。【新規】          &lt;要請の根拠&gt;          市町村ごとにパートナーシップ制度が導入されているが、その制度の内容が異なるため、市町村を越えて移動した場合や、他の市町村の施設を利用する場合などでもスムーズに適用できるよう、市町村同士の連携が望まれる。</p> <p>(3)パートナーシップ・ファミリーシップ登録制度の対象者が利用想定される施設(保育所や老人ホーム等)に対し、スムーズに利用されるよう説明会を実施すること。</p>	<p style="text-align: center;">【県民生活部 人権・男女共同参画課】</p> <p>パートナーシップ制度に関する市町村間での相互利用協定の締結などの好事例については、その内容をパートナーシップ・ファミリーシップ制度に関する市町村担当課長会議等で共有を行うことで、市町村同士の連携を促してまいります。</p> <p style="text-align: center;">【県民生活部 人権・男女共同参画課】</p> <p>パートナーシップ・ファミリーシップ登録制度を導入している市町村に対し、登録制度の対象者の利</p>	<p>△-B</p> <p>県としては、市町村間での相互利用協定の締結などの好事例の情報を市町村へ提供とのことで前進と考えるが、引き続き県の積極的な連携を検討したい。</p> <p>△-B</p> <p>県としては、既に登録制度を導入してい</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p><b>【新規】</b>            &lt;要請の根拠&gt;            パートナーシップ制度が導入されている市町村の各施設を対象の方が利用する際、スムーズに利用できるよう、各施設でこの制度の趣旨を理解されていることが望まれる。</p> <p>(4) 事故や急病などで救急搬送された患者本人の同意を得た場合、または患者の意識がない場合は、同性等パートナーであることを確認したうえで、患者の同性等パートナーに対し、公立病院での手術の同意や病状などの情報提供を認めること。また、こうした対応が可能な医療機関を住民に公開・周知すること。<b>【新規】</b>            &lt;要請の根拠&gt;            同性等パートナーについても一般の家族と同様に医療行為に「同意」できることが望まれる。また、こうした対応が可能な医療機関を公開することで、同性等パートナーの方が医療機関を選びやすくすることができる。</p>	<p>用が想定される施設に対して制度の周知を行うよう働きかけてまいります。</p> <p>そのほか、保育所や老人ホーム等の県内事業所に対して、性の多様性に関する理解や取組が進むよう、企業向け研修や、企業向け相談窓口の活用を促します。</p> <p><b>【県民生活部 人権・男女共同参画課】</b>            地方独立行政法人埼玉県立病院機構の運営する県立病院においては、これまでも手術の際の同意を同性パートナーも含めた<u>キーパーソン</u>に確認していると聞いております。</p> <p>県では、生計を共にするLGBTQの方等の権利や身分に関する必要な措置について、それぞれの制度や手続ごとに必要な対応を行ってまいります。</p> <p><b>【保健医療部 保健医療政策課】</b>            地方独立行政法人埼玉県立病院機構の運営する県立病院での対応を確認したところ、治療や手術に関する説明への対応として、同性パートナーが患者のキーパーソンであると認められる場合、患者本人の同意を得た上で、治療や手術に関する説明をすることになっているとのことです。</p>	<p>る市町村への働きかけ、また、利用想定される県内事業所に研修などの活用を促すとの回答で、県の取り組みとしては前進と考える。</p> <p>引き続き、県の取り組み状況を把握しながら、今後の対応について検討していく。</p> <p>○－B            県立病院では、患者の同性等パートナーに対し、手術の同意や病状などの情報提供を認めていることが確認できた。</p> <p>今後、現場の実態なども確認したい。</p> <p>また、対応が可能な医療機関を住民に公開・周知することについては、この項目が省令にないため公開・周知ができないとの回答のため、別途対応を</p>



要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>(5) 県や市町村の職員や住民に適用される規則や条例において、同姓等パートナーを持つ職員・住民が適用の対象となるよう、</p>	<p>また、救急搬送時など本人の意思確認が困難な場合も、同性パートナーが患者のキーパーソンであると認められる場合、患者の病状等に関する情報を伝え、治療や手術に関する同意を実施していると聞いています。</p> <p>なお、医療保護入院など、法令上、同意を求める対象が限られている場合は除かれるとのことです。</p> <p>このような対応については、埼玉県立病院機構のホームページにおいて周知しています。</p> <p><b>【保健医療部 医療整備課】</b></p> <p>県民の適切な医療機関の選択に資することを目的として、病院、診療所、助産所及び薬局の診療科目などの基本情報や治療実績等の様々な情報を「埼玉県医療機能情報提供システム」としてインターネット上に公開しています。</p> <p>医療法に基づき、医療機関の管理者は、省令で定められた医療機能情報を知事に報告することが義務付けられています。</p> <p>省令は定期的に見直し（おおむね2年ごと）が行われていますが、現時点で同性パートナーへの対応が可能な医療機関という項目は、省令で定められていません。</p> <p>今後、国の動きを注視しながら適切に対応していきます。</p> <p><b>【総務部 人事課】</b></p> <p>日本政府は、性の多様性の尊重について、国連人</p>	<p>検討したい。</p> <p>○－B 県職員向けの規則</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>規則や条例を見直すこと。また、住民が適用の対象となるものについては、ホームページなどで周知すること。【新規】</p> <p>&lt;要請の根拠&gt;</p> <p>各市町村にある職員向けの福利厚生制度（休暇・休業制度、各種手当、慶弔祝い金制度など）や住民に適用される規則や条例（公営住宅の入居基準等）などを、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の理念や趣旨に沿って見直す必要がある。</p>	<p>権高等弁務官事務所への報告の中で、「性の多様性が尊重され、すべての人が人権を大切にし、互いを尊重し、活動的な生活を送ることができる社会の実現」を掲げています。</p> <p>県では、生計を共にするLGBTQの方等の権利や身分に関する必要な措置について、日本政府の考え方にのっとり、各々の制度や手続きごとに必要な対応を行っていくものと整理しています。</p> <p>県職員向けの扶養手当や結婚休暇、忌引休暇、家族看護休暇、介護休暇など、「配偶者」に事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含めている制度には、同性パートナーも同様に含めるよう、令和5年4月1日付けの改正に向けて準備をしています。</p> <p><b>【総務部 職員健康支援課】</b></p> <p>埼玉県職員互助会で実施している結婚祝金につきましては、事実上婚姻関係と同様のものを含めており、申請の際には、事実関係のわかる書類を提出していただいております。</p> <p>今後、結婚休暇の取得など事実関係が把握できれば支給できるよう準備をしていきたいと思っております。</p> <p><b>【県民生活部 人権・男女共同参画課】</b></p> <p>県では、生計を共にするLGBTQの方等の権利や身分に関する必要な措置について、それぞれの制度や手続きごとに必要な対応を行ってまいります。具体的には、令和5年1月から、同性パートナーである方も県営住宅に入居できるよう、入居基準の見直</p>	<p>の中の「配偶者」に同性パートナーも含めるよう令和5年4月1日付けで改正されたことを確認した。</p> <p>また、生計を共にするLGBTQの方等の権利や身分に関する必要な措置について、それぞれの制度や手続きごとに必要な対応をおこなっていること。</p> <p>性的指向や性自認に関わらず対象となる制度などをまとめたページを県ホームページ内に作成し、周知をおこなっているとの回答で、今後、すべての規則や条例で適用されているか確認していく。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>2. 公文書にある不必要な性別欄の削除</p> <p>(1) 自治体が裁量権を持つ書類の性別欄について必要性を検討し、不必要なものは削除すること。【新規】</p> <p>(2) 性別欄を設ける場合は、その合理的必要性について記載すること。また書類の目的に応じた配慮をおこなうこと。【新規】</p> <p>&lt;要請の根拠&gt;</p> <p>各種書類で各市町村の判断で変えられるものについては、その要否を検討する必要がある。また、性別欄を設ける合理的必要性として一般的に、①男女のニーズの違いを明確にし、政策に反映させる必要がある場合、②統計上、性別を知る必要がある場合、③本人確認の要件として、性別も必要な場合の3点があげられる。また、性別記入欄の配慮として「自認する性を記載してください」などの注記を記入する例が考えられる。</p> <p>VIII. 消費者政策</p> <p>1. 未成年者の飲酒防止に向けた取り組みについて</p> <p>令和5年度に予定されている「埼玉県依存症対策推進計画」の</p>	<p>しを行いました。また、性的指向や性自認に関わらず対象となる制度等をまとめたページを県ホームページ内に作成し、周知を行っています。</p> <p>【県民生活部 人権・男女共同参画課】</p> <p>令和4年度中に「埼玉県性の多様性に関する施策推進会議」における意見を踏まえ、「埼玉県が実施する事務事業における性の多様性への合理的な配慮に関する指針」を策定する予定です。この指針に基づいて、性別欄の見直しを継続的に実施してまいります。</p> <p>【県民生活部 人権・男女共同参画課】</p> <p>令和4年度中に「埼玉県性の多様性に関する施策推進会議」における意見を踏まえ、「埼玉県が実施する事務事業における性の多様性への合理的な配慮に関する指針」を策定する予定です。この指針に基づいて、性別欄の見直しを継続的に実施してまいります。</p> <p>【保健医療部 疾病対策課】</p> <p>県では、令和4年3月に「埼玉県依存症対策推進</p>	<p>△－B</p> <p>県が作成する「指針」に基づいて、性別欄の見直しを継続的に実施するとの回答で、今後、この見直し状況を確認していく。</p> <p>△－B</p> <p>上記(1)と同様に県が作成する「指針」に基づいた、性別欄の見直し状況を確認していく。</p> <p>△－B</p> <p>埼玉県では、未成年</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性										
<p>見直しにあたり、未成年者の飲酒防止に向けた年齢確認の推進を盛り込むとともに、事業主側の意見・要望などを把握し、参考にしながら見直しをはかること。</p> <p>&lt;要請の根拠&gt;</p> <p>埼玉県では、令和4年度から令和5年度の2年間を期間として「埼玉県依存症対策推進計画」が示され、「20歳未満の飲酒ゼロ」の目標達成に向けて取り組みが進められている。しかし、令和2年には299人の少年が飲酒により補導されるなど、依然として目標の達成には至っていない。</p> <p>そのような中、「未成年者飲酒禁止法」により未成年者への酒類の販売・供与の禁止に加え、事業主側に年齢確認その他の必要措置義務が課されている。しかし、年齢確認にともなう顧客とのトラブルは少なくない。未成年者が年齢を偽り、店側が酒類を提供した場合、店側も責任を問われる可能性がある。</p> <p>したがって、令和5年度には「埼玉県依存症対策推進計画」の見直しが予定されており、見直しにあたっては未成年者の飲酒防止に向けた年齢確認の推進を盛り込むとともに、事業主側の意見・要望を把握し、参考にしながら見直しをはかることが必要である。</p> <p><b>IX. 防災政策</b></p> <p>1. 災害時における避難所（防災拠点校の体育館）機能の拡充について</p>	<p>計画」を策定し、「アルコール健康障害対策基本法」第14条第1項の都道府県計画に位置付けています。</p> <p>「埼玉県依存症対策推進計画」においては、「未成年の飲酒ゼロ」を目標の一つに掲げて取組を行っています。</p> <p>未成年者の飲酒防止に向けた年齢確認の推進を盛り込むことについては、他の都道府県計画の掲載状況等も参考にして、次期計画に盛り込むことの可否を検討してまいります。</p> <p>また、「埼玉県依存症対策推進計画」のアルコール健康障害対策を検討する専門会議には、事業者団体にも参加していただいておりますので、専門会議での御意見・御要望も参考にしながら次期計画の内容について検討してまいります。</p> <p>&lt;主な都県の掲載状況&gt;</p> <table border="1" data-bbox="1088 874 1812 976"> <thead> <tr> <th>東京都</th> <th>茨城県</th> <th>神奈川県</th> <th>大阪府</th> <th>愛知県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有</td> <td>有</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> </tr> </tbody> </table> <p>【教育局 財務課】</p>	東京都	茨城県	神奈川県	大阪府	愛知県	有	有	無	無	無	<p>者の飲酒防止に向けた年齢確認の推進を盛り込むことについて、他の都道府県計画の掲載状況なども参考にしながら、次期計画に盛り込むことの可否を検討することになっている。加えて、令和6年度以降を実行期間とする「埼玉県依存症対策推進計画」を今年度に策定する予定となっている。</p> <p>以上のことから、進捗状況を見極めつつ再要請を含めて考えていきたい。</p> <p>なお、アルコール健康障害対策を検討する専門会議には、事業者団体も参加しており、事業主側の意見・要望の反映がなされるものと判断する。</p> <p>△－B 2022年度要請は、県</p>
東京都	茨城県	神奈川県	大阪府	愛知県								
有	有	無	無	無								

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>多発する集中豪雨により水害の危険性は高まっていることから、避難所機能の充実を急がなくてはならない。</p> <p>県は水防法により、流域面積が大きく、洪水により相当な損害を及ぼす恐れがある河川を指定している。また、洪水予報河川や水位周知河川に関係する市町は、地域防災計画などの防災計画に洪水予報や水位到達情報の伝達方法を定めることが義務づけられており、洪水予報は住民の自主避難など自主防災活動の目安となる。</p> <p>このようなことから、洪水予報河川流域の防災拠点校体育館については、優先的にエアコン機器の設置・増設および電源の確保、ならびに停電時における電源自立型空調設備（停電対応型機種）などの導入促進をはかるとともに、災害時を想定したエアコン設置訓練などの具体的な支援策に取り組むこと。</p> <p>&lt;要請の根拠&gt;</p> <p>河川に囲まれた埼玉県においては、水害対策を優先して防災対策に取り組まなくてはならない。中でも災害時の避難所となる防災拠点校の体育館の整備は、構造や周囲の状況、立地場所などを鑑み、優先順位を高めなくてはならない。</p> <p>【参考情報】</p> <p>○埼玉県管理の洪水予報河川</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新河岸川の不老川合流点から白子川合流点までの約 19km。 洪水予報を行う基準地点は、朝霞市にある宮戸橋水位観測所</li> <li>・芝川・新芝川の八丁橋から荒川合流点までの約 11km。 洪水予報を行う基準地点は、川口市にある青木水門水位観測所</li> <li>・綾瀬川（一の橋区間）畷橋から東武伊勢崎線鉄道橋までの約 6km。 洪水予報を行う基準地点は、草加市にある一の橋水位観測所</li> </ul>	<p>体育館へのエアコンの設置には、初期投資が相当高額になることに加え、大きなランニングコストを要します。</p> <p>県立学校は、耐震化や老朽化対策など、優先して取り組む必要のある課題があり、限られた予算の中では、直ちに体育館へのエアコンの設置は難しいものと考えています。</p> <p>なお、防災拠点校の一部については、市町村が緊急時に移動式のエアコンを稼働できるようにするため、電源設備工事を実施しました。</p> <p>また、災害時の対応の備えとして、電源を整備した防災拠点校のうち、エアコン機器の搬入などに工夫が必要な学校と重層体育館のある学校について、それぞれ代表的なものを選定し、エアコン設置訓練を実施しました。</p> <p>令和3年度に実施したエアコン設置訓練の結果などを踏まえ、設置についても検討してまいります。</p>	<p>の水害の危険性について言及したものの、回答はコスト面の視点に終始している。</p> <p>しかしながら、一部の防災拠点校で電源設備工事を実施したことは評価できる。</p> <p>今後も防災対策の重要性を踏まえ、要請をおこなう。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>2. 災害時、防災拠点における性的マイノリティに対する支援について</p> <p>災害時、防災拠点における性的マイノリティへの支援の具体例を集め、防災計画などに明記すること。加えて、下記の施策を具体的に検討し、早急に対応すること。</p> <p>(1) 防災拠点における相談機関は、性別に違和感がある人や同性カップル、性分化疾患などの人も安心して相談できるように配慮すること。また、事前に相談員を対象とした研修会を開催すること。【新規】</p>	<p><b>【危機管理防災部 災害対策課】</b></p> <p>「埼玉県地域防災計画」には、LGBTQなど性的少数者への避難所における支援として、LGBTQなど性的少数者から相談を受ける場合にはプライバシーを確保するとともに、アウティングをしないように注意することを記載しています。今後も、関係各課への意見照会や県民コメント制度により広く県民の声を聴くほか、有識者等により構成される埼玉県防災会議に諮り、多様な意見を反映させてまいります。</p> <p><b>【危機管理防災部 災害対策課】</b></p> <p>被災者が多く集まる防災拠点である避難所の相談窓口について、「埼玉県地域防災計画」では、LGBTQなど性的少数者から相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウティング(性的少数者本人の了解なしに性的少数者であることを他人に暴露してしまうこと)をしないよう注意することを、避難所の運営主体である市町村の役割として記載しております。今後も、避難所を運営する市町村と連携しながら誰でも安心して相談できる環境の整備に努めてまいります。</p>	<p>○－B</p> <p>性的マイノリティの方にとって重要なプライバシー確保の観点を踏まえ、取り組みが進められている。</p> <p>しかしながら、研修会の開催については触れられておらず、引き続き要請を続ける。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>(2) トイレは「男性用・女性用」だけでなく、「だれでもトイレ」を設置するなど、性別が「男・女」で分けられない人や障がい者、高齢者、妊婦なども使用しやすいように配慮すること。 【新規】</p>	<p>【危機管理防災部 災害対策課】 被災者が多く集まる防災拠点について、どのような人でも利用しやすいトイレの整備は必要だと考えております。 例えば、多くの被災者が集まる防災拠点である避難所については、運営主体である市町村向けに作成した「避難所の運営に関する指針」にて、介助者同伴の方や <b>LGBTQ</b> にも配慮した共同トイレを用意するよう努めること及び要配慮者用の多目的トイレの設置を検討することを記載しております。今後も引き続き、誰もがトイレを使用しやすい避難所環境の整備を市町村へ促してまいります。</p>	<p>△－B 性的マイノリティの方のみならず、障がい者なども利用する「だれでもトイレ」の必要性については理解されている。 今後は整備状況を見極めて要請をおこなう。</p>
<p>(3) 風呂は男女別だけでなく、個別のシャワーブースを設置すること。【新規】</p>	<p>【危機管理防災部 災害対策課】 避難場所等の防災拠点の環境整備については、運営主体である市町村向けに「避難所の運営に関する指針」を作成しております。その中で、生活に特別な配慮を必要とする避難者が一人ひとりの心身の状況に応じた生活ができるような環境の整備を市町村へ促してまいります。</p>	<p>△－B 性的マイノリティの方のみならず、個室シャワーブースなどの必要性については理解されている。 今後は整備状況を見極めて要請をおこなう。</p>
<p>(4) 支援物資の服などは「性別」で分けず、「サイズ」で分け、必要とする人が自分で選べるようにすること。【新規】</p>	<p>【危機管理防災部 災害対策課】 埼玉県で備蓄している生活必需品は下着であることから、服は備蓄していないところであります。災害時においては、国のプッシュ型支援をはじめ、災害時応援協定先から服を調達するとともに、サイ</p>	<p>△－B サイズで分け、自分で服を選べるようすることについては理解されている。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>(5) 避難者情報を開示する場合は、住民票と生活上の性別が違う人がいることも配慮して、性別の情報は開示しないこと。</p> <p><b>【新規】</b></p> <p>&lt;要請の根拠&gt;</p> <p>様々な要素において生活が困難になることから、セクシャル・マイノリティの視点からの配慮も必要であり、誰もが安心して生活できる社会の構築をめざす必要がある。</p> <p>性自認に基づいてトイレを利用したために、周囲の人から「間違っている」と指摘されるなど差別的に扱われる可能性をなくすことが必要である。また、生理中で共同浴場を利用できない人や仕事のために入浴時間内に入れられない人のためにも配慮が必要である。</p> <p>性別違和感がある人にとっては「男性用・女性用」という分類は苦痛でしかなく、「サイズ」が分かれば使用上の問題はない。また、住民票と違う名前（通称）を使っている人、住所や生年月日を開示したくない人もおり、安全配慮の観点からも必要である。</p> <p><b>【参考情報】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「多様な性を生きる人のための防災ガイドブック」 ・・・性的少数者を支援する「性と人権ネットワーク ESTO」作製</li> <li>○「にじいろ防災ガイド」・・・「岩手レインボー・ネットワーク」作製</li> </ul>	<p>ズで分け、必要とする人が自分で選べるように市町村の支援をまいります。</p> <p><b>【危機管理防災部 災害対策課】</b></p> <p>避難所での性的少数者への配慮については、「埼玉県地域防災計画」内で避難所における市町村の役割として、性的少数者から相談を受ける際にはアウティングをしないよう注意を要することを記載しています。</p> <p>家族・親族から安否確認があった際の避難者情報の提供方法については避難所を運営する市町村の判断になりますが、今後とも、誰もが安心して利用できる避難所の整備を市町村に促してまいります。</p>	<p>今後は、調達状況を見極めて、要請をおこなう。</p> <p>○－B</p> <p>性的マイノリティの方に対するプライバシー保護については理解されている。</p> <p>市町村が性別の情報開示をしないよう、要請を続ける。</p>



